

令和元年6月14日

令和元年登米市議会定例会 6月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

| | |
|-------|-----------------------|
| 同意第1号 | 監査委員選任につき同意を求めることについて |
|-------|-----------------------|

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、監査委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

| | |
|----|--------------------|
| 氏名 | いわぶち まさひろ 岩淵 正宏 |
| 住所 | 登米市東和町 |
| 職業 | 農業 |

| | |
|-------|-----------------------------|
| 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
|-------|-----------------------------|

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

| | |
|----|--------------------|
| 氏名 | ささき きよこ 佐々木 喜代子 |
| 住所 | 登米市登米町 |
| 職業 | 無職 |

| | |
|-------|-----------------------------|
| 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
|-------|-----------------------------|

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6号第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

| | |
|----|-------------------|
| 氏名 | ささき たけお 佐々木 武雄 |
| 住所 | 登米市豊里町 |
| 職業 | 無職 |

| | |
|-------|-----------------------------|
| 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
|-------|-----------------------------|

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6号第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

| | |
|----|----------------|
| 氏名 | こん まさお 金 正男 |
| 住所 | 登米市石越町 |
| 職業 | 無職 |

| | |
|--------|-----------------------------|
| 報告第7号 | 継続費繰越計算書について |
| 報告第8号 | 繰越明許費繰越計算書について |
| 報告第9号 | 平成30年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について |
| 報告第10号 | 平成30年度登米市病院事業会計継続費繰越計算書について |

本件は、平成30年度登米市一般会計予算における継続費年割額の通次繰越し、平成30年度登米市一般会計予算、下水道事業特別会計予算及び宅地造成事業特別会計予算における繰越明許費、平成30年度登米市水道事業会計予算における予算繰越し、平成30年度登米市病院事業会計予算における継続費年割額の通次繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項及び第146条第2項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、それぞれ繰越計算書を調製したもので、議会に報告するものであります。

| | |
|--------|---------------------------------|
| 報告第11号 | 登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について |
|--------|---------------------------------|

本件は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）は同年10月1日）から施行されたことに伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。（新旧対照表10ページ）

| | |
|--------|--------------------------------|
| 報告第12号 | 損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について |
|--------|--------------------------------|

本件は、過失による物損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

| | |
|--------|-----------------------------|
| 議案第47号 | 令和元年度登米市一般会計補正予算（第2号） |
| 議案第48号 | 令和元年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第49号 | 令和元年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第50号 | 令和元年度登米市病院事業会計補正予算（第1号） |

本案は、議案第47号令和元年度登米市一般会計補正予算（第2号）から議案第50号令和元年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,236万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ472億9,875万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、介護保険特別会計への繰出金2,878万円、幼児教育・保育の無償化に要する経費2,607万円、強い農業・担い手づくり総合支援事業2,678万円、林業振興費2,030万円などを増額して計上しております。

歳入では、森林環境譲与税2,030万円、低所得者保険料軽減負担金などの国庫支出金2,995万円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金などの県支出金6,182万円、財政調整基金繰入金2,394万円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加1件、変更1件、地方債補正として変更1件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、国民健康保険事業費納付金8,490万円の減額などを、歳入では、国民健康保険税2億3,927万円を減額する一方、財政調整基金繰入金1億5,436万円などの増額を、介護保険特別会計の歳出では、財政調整基金積立金2,754万円などを増額して計上しております。

企業会計については、病院事業会計で登米市民病院の施設改修に要する建設改良費1,400万円の増額と、企業債補正として追加1件を計上しております。

| | |
|--------|-------------------------------|
| 議案第51号 | 選挙長等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
|--------|-------------------------------|

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）が令和元年5月15日に施行（一部令和元年6月1日施行）されたことに伴い、国会議員の選挙等の執行にかかる国が負担する投票所経費等の基準額について、選挙長等の費用弁償額等の見直しとともに、土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、土地改良区の総代の選挙について、選挙管理委

員会による管理が廃止されたため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 38 ページ)

| | |
|--------|-----------------------|
| 議案第52号 | 登米市基金条例の一部を改正する条例について |
|--------|-----------------------|

本案は、登米市高森公園リフレッシュ基金の活用を終えたことに伴い、当該基金を廃止するとともに、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年 3 月 29 日法律第 3 号）に基づき譲与される森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法（平成 30 年 6 月 1 日法律第 35 号）に基づく森林の整備及びその促進を計画的かつ効果的に行うことを目的に、新たに登米市森林環境整備基金を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 39 ページ）

| | |
|--------|------------------------------------|
| 議案第53号 | 登米市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
|--------|------------------------------------|

本案は、宮城県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正され、令和元年 10 月 1 日から施行されることに伴い、助成対象者に精神障害者を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 42 ページ）

| | |
|--------|----------------------------|
| 議案第54号 | 登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
|--------|----------------------------|

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 87 号）、地方税法施行規則及び自動車重量税譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 38 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 39 号）、が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたこと及び国民健康保険税の税率を見直し納税義務者の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 44 ページ）

| | |
|--------|-------------------------|
| 議案第55号 | 登米市介護保険条例の一部を改正する条例について |
|--------|-------------------------|

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第54号）が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、低所得者の保険料の軽減が強化され、保険料基準額に対する割合が見直されたため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表48ページ）

| | |
|--------|-------------------------|
| 議案第56号 | 登米市火災予防条例の一部を改正する条例について |
|--------|-------------------------|

本案は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）が平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）が平成31年2月28日にそれぞれ公布され火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表49ページ）

| | |
|--------|---|
| 議案第57号 | 登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例について |
|--------|---|

本案は、登米市歴史資料館等に係る共通観覧券の有効期間を規則で複数日と定めることで観覧者の利便性を高め、各施設の利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表51ページ）

| | |
|--------|----------------------------|
| 議案第58号 | 指定管理者に係る指定期間の変更について（歴史資料館） |
|--------|----------------------------|

本案は、登米懐古館の移転新築に伴い、登米懐古館を直営管理とするため、歴史資料館のうち、登米懐古館の指定管理者に係る指定期間（平成26年12月15日議決）について「平成27年4月1日から平成32年3月31日まで」を「平成27年4月1日から令和元年8月31日まで」に変更するものであります。

| | |
|--------|-----------|
| 議案第59号 | 財産の取得について |
|--------|-----------|

本案は、消防ポンプ自動車CD-I型購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

| | |
|--------|-----------|
| 議案第60号 | 財産の取得について |
|--------|-----------|

本案は、高規格救急自動車購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

| | |
|--------|--------------------|
| 議案第61号 | 登米市辺地総合整備計画の変更について |
|--------|--------------------|

本案は、平成31年1月に登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により4辺地に係る総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

| | |
|--------|----------------------|
| 議案第62号 | 登米市過疎地域自立促進計画の変更について |
|--------|----------------------|

本案は、平成31年1月に登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、登米市過疎地域自立促進計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

登米市税条例等 新旧対照表

第1条関係（登米市税条例の一部改正）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第1条～第34条の6（略） （寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の2第1項の規定により所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、市内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金若しくは公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により宮城県の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出する金銭を支出した場合には、<u>同項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項</u>に規定する<u>特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に<u>特例控除額</u>を加算した金額。以下この項において「<u>控除額</u>」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> | <p>第1条～第34条の6（略） （寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の2第1項の規定により所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、市内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金若しくは公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により宮城県の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出する金銭を支出した場合においては、<u>法第314条の7第1項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号</u>に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に<u>特例控除額</u>を加算した金額。以下この項において「<u>控除額</u>」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> |

第34条の8～第156条 (略)

附 則

第1条～第7条の2 (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第34条の8～第156条 (略)

附 則

第1条～第7条の2 (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限りに適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の

所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

2 前項の規定の適用が ある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第8条 (略)

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により 控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第8条 (略)

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税

法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金 (以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」)という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」)という。)

に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 (略)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規

法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金 (以下この

項及び次条において「地方団体に対する寄附金」)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長

に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 (略)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規

する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

17 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

19 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 (略)
2～5 (略)

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

15 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

18 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

19 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 (略)
2～5 (略)

7. 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8. 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

9. 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

6. 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7. 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8. 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

13 (略)

第11条～第15条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 (略)

第11条～第15条 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分

の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|---------|
| 第2号ア | 3,900円 | 4,600円 |
| | 6,900円 | 8,200円 |
| | 10,800円 | 12,900円 |
| | 3,800円 | 4,500円 |
| | 5,000円 | 6,000円 |

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項

に規定する

3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|---------|
| 第2号ア | 3,900円 | 4,600円 |
| | 6,900円 | 8,200円 |
| | 10,800円 | 12,900円 |
| | 3,800円 | 4,500円 |
| | 5,000円 | 6,000円 |

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円 | 1,000円 |
| | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |

| | | |
|--|--------|--------|
| | 5,000円 | 1,300円 |
|--|--------|--------|

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円 | 2,000円 |
| | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円 | 3,000円 |
| | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車及び平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円 | 1,000円 |
| | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車及び平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円 | 2,000円 |
| | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| | 3,800円 | 1,900円 |

車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車及び平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車及び平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | |
|--|--------|
| | 5,000円 |
| | 2,500円 |

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円 | 3,000円 |
| | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等）をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 （略）

第16条の3～第21条の2 （略）

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 （略）

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等）をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 （略）

第16条の3～第21条の2 （略）

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 （略）

| | |
|---|--|
| <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次<u> </u>に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定<u>仮換地等</u>（以下この項において「特定<u>仮換地等</u>」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定<u>仮換地等</u>納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定<u>仮換地等</u>の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定<u>仮換地等</u>に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> <p>第23条 (略)</p> | <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次<u>各号</u>に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名<u> </u>）</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた<u>仮換地等</u>（以下この項において「<u>仮換地等</u>」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<u>仮換地等</u>納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>仮換地等</u>の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>仮換地等</u>に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> <p>第23条 (略)</p> |
|---|--|

第2条関係（登米市税条例の一部改正）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第1条～第36条（略） （市民税の申告）</p> <p>第36条の2（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 <u>第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住</u> <u>所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の</u> <u>2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、</u> <u>施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p>8（略）</p> <p>9（略）</p> <p>10（略）</p> <p>第36条の3（略） （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する<u>給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> | <p>第1条～第36条（略） （市民税の申告）</p> <p>第36条の2（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7（略）</p> <p>8（略）</p> <p>9（略）</p> <p>第36条の3（略） （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の<u>給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> |

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2 ～ 5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支

(3) (略)

2 ～ 5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支

払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

第37条～第156条 (略)

附 則

第1条～第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以

払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

第37条～第156条 (略)

附 則

第1条～第15条 (略)

下この条において同じ。) に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に關する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の特例)

第15条の2の3 (略)

第15条の3～第15条の5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車 が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の特例)

第15条の2の2 (略)

第15条の3～第15条の5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

第16条 (略)

れ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 1,000円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

3. 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日か
ら平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には
平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指
定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の
表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 2,000円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

4. 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車
のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に
対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車
が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を

受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車及び平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 3,000円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等)をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定

第16条の2 削除

(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の3～第23条 (略)

第16条の3～第23条 (略)

第3条関係（登米市税条例の一部改正）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第1条～第23条（略） （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>第25条～第156条（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第15条の6（略） （軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条（略）</p> <p><u>2～4（略）</u></p> <p>5. <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車<u>が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定</u>中同</p> | <p>第1条～第23条（略） （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>第25条～第156条（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第15条の6（略） （軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条（略）</p> <p><u>2～4（略）</u></p> |

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

第16条の3～第23条（略）

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

第16条の3～第23条（略）

第4条関係（登米市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

| 改正案 | 現行 | | |
|--|----|--|---|
| <p>(登米市税条例の一部改正)</p> <p>第2条 登米市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>(中略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="1177 1126 1225 2033"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(後略)</p> | 略 | <p>(登米市税条例の一部改正)</p> <p>第2条 登米市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>(中略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、<u>同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="1177 163 1225 1070"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(後略)</p> | 略 |
| 略 | | | |
| 略 | | | |

第5条関係（登米市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第1条 登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第48条第1項中「<u>による申告書</u>」の次に「（第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> | <p>第1条 登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び<u>第11項</u>において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> |

第48条に次の8項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法_____により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項_____において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、_____法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

| | |
|---|---|
| <p>(後略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第 1 条中第23条第 1 項及び第 3 項並びに第48条第 1 項の改正規定並びに同条に 8 項を加える改正規定並びに次条第 4 項の規定 平成32年 4 月 1 日</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新条例第23条第 1 項及び第 3 項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第 3 条～第11条 (略)</p> | <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第 1 条中第23条第 1 項及び第 3 項並びに第48条第 1 項の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに次条第 4 項の規定 平成32年 4 月 1 日</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新条例第23条第 1 項及び第 3 項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第 3 条～第11条 (略)</p> |
| | |

選挙長等の費用弁償に関する条例 新旧対照表

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|----------------|----------------|-----------|-------|----------------|--------------|-------|----------------|-------|-------|----------------|-----------|-------|----------------|--------------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|--|-----|-------|----------------|-----------|-------|----------------|--------------|-------|----------------|-------|-------|----------------|-----------|-------|----------------|--------------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|
| <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例で「登米市選挙管理委員会が管理等をする選挙又は投票」とは、宮城県選挙管理委員会が管理等をする選挙及び登米市の議会の議員及び市長の選挙並びに登米市議会の解散の投票、登米市の議会の議員、市長の解職の投票をいう。</p> <p>2 (略) (費用弁償の額)</p> <p>第3条 選挙長等に対する費用弁償の額は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="818 1126 1244 2089"> <tr><td>選挙長</td><td>1回につき</td><td><u>10,800円</u></td></tr> <tr><td>投票所の投票管理者</td><td>1回につき</td><td><u>12,800円</u></td></tr> <tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>1回につき</td><td><u>11,300円</u></td></tr> <tr><td>開票管理者</td><td>1回につき</td><td><u>10,800円</u></td></tr> <tr><td>投票所の投票立会人</td><td>1回につき</td><td><u>10,900円</u></td></tr> <tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>1回につき</td><td><u>9,600円</u></td></tr> <tr><td>開票立会人</td><td>1回につき</td><td><u>8,900円</u></td></tr> <tr><td>選挙立会人</td><td>1回につき</td><td><u>8,900円</u></td></tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> | 選挙長 | 1回につき | <u>10,800円</u> | 投票所の投票管理者 | 1回につき | <u>12,800円</u> | 期日前投票所の投票管理者 | 1回につき | <u>11,300円</u> | 開票管理者 | 1回につき | <u>10,800円</u> | 投票所の投票立会人 | 1回につき | <u>10,900円</u> | 期日前投票所の投票立会人 | 1回につき | <u>9,600円</u> | 開票立会人 | 1回につき | <u>8,900円</u> | 選挙立会人 | 1回につき | <u>8,900円</u> | <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例で「登米市選挙管理委員会が管理等をする選挙又は投票」とは、宮城県選挙管理委員会が管理等をする選挙及び登米市の議会の議員、市長及び土地改良区の総代の選挙並びに登米市議会の解散の投票、登米市の議会の議員、市長の解職の投票をいう。</p> <p>2 (略) (費用弁償の額)</p> <p>第3条 選挙長等に対する費用弁償の額は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="818 163 1244 1126"> <tr><td>選挙長</td><td>1回につき</td><td><u>10,600円</u></td></tr> <tr><td>投票所の投票管理者</td><td>1回につき</td><td><u>12,600円</u></td></tr> <tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>1回につき</td><td><u>11,100円</u></td></tr> <tr><td>開票管理者</td><td>1回につき</td><td><u>10,600円</u></td></tr> <tr><td>投票所の投票立会人</td><td>1回につき</td><td><u>10,700円</u></td></tr> <tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>1回につき</td><td><u>9,500円</u></td></tr> <tr><td>開票立会人</td><td>1回につき</td><td><u>8,800円</u></td></tr> <tr><td>選挙立会人</td><td>1回につき</td><td><u>8,800円</u></td></tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> | 選挙長 | 1回につき | <u>10,600円</u> | 投票所の投票管理者 | 1回につき | <u>12,600円</u> | 期日前投票所の投票管理者 | 1回につき | <u>11,100円</u> | 開票管理者 | 1回につき | <u>10,600円</u> | 投票所の投票立会人 | 1回につき | <u>10,700円</u> | 期日前投票所の投票立会人 | 1回につき | <u>9,500円</u> | 開票立会人 | 1回につき | <u>8,800円</u> | 選挙立会人 | 1回につき | <u>8,800円</u> |
| 選挙長 | 1回につき | <u>10,800円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票所の投票管理者 | 1回につき | <u>12,800円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期日前投票所の投票管理者 | 1回につき | <u>11,300円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開票管理者 | 1回につき | <u>10,800円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票所の投票立会人 | 1回につき | <u>10,900円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期日前投票所の投票立会人 | 1回につき | <u>9,600円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開票立会人 | 1回につき | <u>8,900円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選挙立会人 | 1回につき | <u>8,900円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選挙長 | 1回につき | <u>10,600円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票所の投票管理者 | 1回につき | <u>12,600円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期日前投票所の投票管理者 | 1回につき | <u>11,100円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開票管理者 | 1回につき | <u>10,600円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票所の投票立会人 | 1回につき | <u>10,700円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期日前投票所の投票立会人 | 1回につき | <u>9,500円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開票立会人 | 1回につき | <u>8,800円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選挙立会人 | 1回につき | <u>8,800円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 調整基金 | | いて生じた剰余金の 2分の1以上の額 |
|--|--|--|
| (13) 登米市国民健康保険事業特別会計の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額 | 医療費の増高により保険給付費に不足が生じたときの財源、保険料率の引上げを緩和するとの財源、その他保健事業等に要する費用に充てる。 | 国民健康保険事業特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額 |
| (14) 登米市仮屋排水機場施設改修基金 | 施設の整備及び更新に要する経費に充てる。 | 市長が定める額 |
| (15) 登米市地域医療体制整備基金 | 地域医療体制の整備及び充実に要する経費に充てる。 | 市長が定める額 |
| (16) 登米市ふるさと応援基金 | 登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）第2条に規定する寄附事業の経費に充てる。 | 市長が定める額 |
| (17) 登米市定住促進住宅整備基金 | 登米市定住促進住宅の整備に充てる。 | 市長が定める額 |
| (18) 登米市公共施設等維持補修基金 | 公共施設その他の施設の維持補修等に要する経費に充てる。 | 市長が定める額 |

| 調整基金 | | いて生じた剰余金の 2分の1以上の額 |
|------------------------|--|--|
| (14) 登米市国民健康保険事業財政調整基金 | 医療費の増高により保険給付費に不足が生じたときの財源、保険料率の引上げを緩和するとの財源、その他保健事業等に要する費用に充てる。 | 国民健康保険事業特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額 |
| (15) 登米市仮屋排水機場施設改修基金 | 施設の整備及び更新に要する経費に充てる。 | 市長が定める額 |
| (16) 登米市地域医療体制整備基金 | 地域医療体制の整備及び充実に要する経費に充てる。 | 市長が定める額 |
| (17) 登米市ふるさと応援基金 | 登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）第2条に規定する寄附事業の経費に充てる。 | 市長が定める額 |
| (18) 登米市定住促進住宅整備基金 | 登米市定住促進住宅の整備に充てる。 | 市長が定める額 |
| (19) 登米市公共施設等維持補修基金 | 公共施設その他の施設の維持補修等に要する経費に充てる。 | 市長が定める額 |

| | | |
|-----------------------|--|---------|
| (19) 登米市農業集落排水事業運営基金 | 農業集落排水処理施設の運営資金に充てる。 | 市長が定める額 |
| (20) 登米市東日本大震災復興交付金基金 | 東日本大震災復興交付金事業に要する経費に充てる。 | 市長が定める額 |
| (21) 登米市未来のまちづくり推進基金 | 協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。 | 市長が定める額 |
| (22) 上杉文庫基金 | 上杉恭弘及び医療法人恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学校及び中学校用図書の実を図る。 | 市長が定める額 |
| (23) 登米市森林環境整備基金 | 森林経営管理法(平成30年法律第35号)に基づく森林の整備及びその促進を図る。 | 市長が定める額 |
| 2・3 (略) | | |
| 第4条～第9条 (略) | | |
| (20) 登米市農業集落排水事業運営基金 | 農業集落排水処理施設の運営資金に充てる。 | 市長が定める額 |
| (21) 登米市東日本大震災復興交付金基金 | 東日本大震災復興交付金事業に要する経費に充てる。 | 市長が定める額 |
| (22) 登米市未来のまちづくり推進基金 | 協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。 | 市長が定める額 |
| (23) 上杉文庫基金 | 上杉恭弘及び医療法人恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学校及び中学校用図書の実を図る。 | 市長が定める額 |
| 2・3 (略) | | |
| 第4条～第9条 (略) | | |

登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p><u>登米市障害者医療費の助成に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者</u>に対する医療機会の確保と<u>障害者</u>の経済的負担の軽減を図るため、<u>障害者</u>に対し医療費を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>障害者</u>」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>療育手帳交付規則</u>（平成12年宮城県規則第102号）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、その者の障害の程度が「A」であるもの（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第3号に定める職親に委託されている者で、療育手帳の「B」の交付を受けているものを含む。）<u>、</u><u>身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が<u>身体障害者福祉法施行規則</u>（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級及び3級（心臓、肝臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する者に限る。）に該当するもの<u>並びに</u><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u>（昭和25年法律第123号）に基づく<u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令</u>（昭和25年政令第155号）<u>第6条第3項</u>に定める1級に該当するもの</p> | <p><u>登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>心身障害者</u>に対する医療機会の確保と<u>心身障害者</u>の経済的負担の軽減を図るため、<u>心身障害者</u>に対し医療費を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>心身障害者</u>」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>療育手帳交付規則</u>（平成12年宮城県規則第102号）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、その者の障害の程度が「A」であるもの（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第3号に定める職親に委託されている者で、療育手帳の「B」の交付を受けているものを含む。）<u>及び</u><u>身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が<u>身体障害者福祉法施行規則</u>（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級及び3級（心臓、肝臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する者に限る。）に該当するもの</p> |

| | |
|--|--|
| <p>2 この条例において「保護者」とは、次に掲げる者で、<u>障害者</u>を現に監護しているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 父母以外の者でその<u>障害者</u>と同居し、かつ、その生計を維持する者（以下「養育者」という。） (助成対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する<u>障害者</u>とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条により支援給付を受ける者を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>障害者</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としなない。ただし、市長が特別の事由があると認める者は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第4条～第14条 (略)</p> | <p>2 この条例において「保護者」とは、次に掲げる者で、<u>心身障害者</u>を現に監護しているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 父母以外の者でその<u>心身障害者</u>と同居し、かつ、その生計を維持する者（以下「養育者」という。） (助成対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する<u>心身障害者</u>とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条により支援給付を受ける者を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>心身障害者</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としなない。ただし、市長が特別の事由があると認める者は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第4条～第14条 (略)</p> |
|--|--|

登米市国民健康保険税条例 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.20</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号</p> | <p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.45</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号</p> |

の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 15,000円

(2) 特定世帯 7,500円

(3) 特定継続世帯 11,250円

第6条～第7条の3 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.00を乗じて算定する。

第9条 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,000円とする。

第9条の3～第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合

の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 20,000円

(2) 特定世帯 10,000円

(3) 特定継続世帯 15,000円

第6条～第7条の3 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.50を乗じて算定する。

第9条 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,000円とする。

第9条の3～第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合

には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,500円

(イ) 特定世帯 5,250円

(ウ) 特定継続世帯 7,875円

ウ・エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,600円

カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,000円

(イ) 特定世帯 7,000円

(ウ) 特定継続世帯 10,500円

ウ・エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,400円

カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

| | |
|--|---|
| <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,750円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>5,625円</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>4,000円</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,500円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,250円</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>1,600円</u></p> <p>カ (略)</p> <p>第23条の2～第26条 (略)</p> | <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,000円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,500円</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>6,000円</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,000円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,000円</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>2,400円</u></p> <p>カ (略)</p> <p>第23条の2～第26条 (略)</p> |
|--|---|

登米市介護保険条例 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第1条～第3条 (略) (保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,600円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、<u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率について準用する。</u>この場合において、同号中「<u>61,200円</u>」とあるのは、「<u>51,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、<u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率について準用する。</u>この場合において、同号中「<u>61,200円</u>」とあるのは、「<u>59,160円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条～第23条 (略)</p> | <p>第1条～第3条 (略) (保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>36,720円</u>とする。</p> <p>第5条～第23条 (略)</p> |

登米市火災予防条例 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第1条～第15条 (略) (避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)</u>に適合するものとしなければならない。</p> | <p>第1条～第15条 (略) (避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u></p> |
| <p>2 (略)</p> | <p>_____に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>第17条～第29条の3 (略) (住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> | <p>第17条～第29条の3 (略) (住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> |
| <p>第29条の4 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> | <p>第29条の4 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> |
| <p>5 前条第5項第1号、<u>第5号及び第6号</u>の規定は感知器について、同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。 (設置の免除)</p> | <p>5 前条第5項第1号及び<u>第5号</u>の規定は感知器について、同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。 (設置の免除)</p> |
| <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> | <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> |
| <p>(1) 第29条の3第1項各号又は<u>前条第1項</u>に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度75度以下で種別が1種_____の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置</p> | <p>(1) 第29条の3第1項各号_____に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置</p> |

